

(11) 特別職の退職手当の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分	退 職 手 当 の 支 給 割 合
市 長	在職期間1期(4年) 18,543千円 (1月につき給料月額100分の41.36)
副 市 長	在職期間1期(4年) 9,441千円 (1月につき給料月額100分の25.38)

3 職員の勤務時間その他勤務条件及びサービスの状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

職員の勤務時間	1週間の正規の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
	38時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

(2) 年次休暇の取得可能日数及び取得状況 (平成22年中)

年次休暇	内 容	平均取得日数	前年平均取得日数
	1年に最大20日付与(1年で消化できなかった場合は翌年におみ繰越可)	9.4	9.7

(3) 育児休業の取得状況 (平成22年度)

育児休業を新たに取得した職員数と取得予定期間

取得期間	3ヵ月未満	3～6ヵ月	6～9ヵ月	9ヵ月以上	合 計
取得者数	0	0	0	6	6

(4) 介護休暇の取得状況 (平成22年度)

介護休暇を取得した職員数と取得予定期間

取得職員数……0人

※休暇の種類等については、赤穂市ホームページをご覧ください。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況 (平成22年度)

(1) 分限処分の種類及び件数

分限処分とは、勤務成績が良くない場合、心身の故障のために職務の遂行に支障がある場合や長期休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた時に、任命権者の権限で、降任、免職、休職、降給させることができるものです。

処分件数 休職処分 10件 (心身の故障による)

(2) 懲戒処分の種類及び件数

懲戒処分とは、法律又は条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、免職、停職、減給、戒告となるものです。

種 類	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
処分件数	0	0	0	0	0

⑤管理職手当の状況

平成22年度	支給総額	41,527千円
	職員1人当たり支給年額	519千円
平成21年度	支給総額	41,469千円
	職員1人当たり支給年額	518千円

※管理職手当は、部長級10%、課長級5%をカットしています。(平成15年4月1日から平成23年3月31日まで)

⑥その他の手当 (平成23年4月1日現在)

区分	内 容	国の制度との異同	国の制度	支給実績	平均支給年額 支給職員1人当たり
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族 1人につき6,500円 (配偶者無 1人11,000円) 満16歳から満22歳までの子1人につき5,000円を加算	同		67,875千円	250千円
住居手当	貸家居住者 12,000円 を超える家賃の額 (27,000円を限度) 自宅居住者 1,600円	異	自宅居住者 支給なし	22,360千円	87千円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額 (55,000円を限度) 自動車等利用者 片道2km以上の者 (2,000円～24,500円)	同		20,539千円	54千円

(注) 支給実績及び1人当たり平均支給年額は、平成22年度の普通会計決算をもとに算出しています。

(10) 特別職の報酬等の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分	給料月額等
給 料	市 長 840,600円 (10%減額) 副 市 長 736,250円 (5%減額)
報 酬	議 長 508,000円 副 議 長 434,000円 議 員 392,000円
期 末 手 当 等	(22年度支給割合) 期末手当 6月期 1.70月分 12月期 1.75月分 計 3.45月分 ※加算措置 有
	(22年度支給割合) 期末手当 6月期 1.625月分 12月期 1.675月分 計 3.30月分 ※加算措置 有